

平成31年度白石町予防接種

○予防接種の種類等

予防接種の種類等		予防接種対象者の範囲 (白石町に住所を有する者)		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所	
A 類 疾 病	個 別 接 種	4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
		3種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		2種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満の者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		麻しん(単独) 風しん(単独) 麻しん・風しん混合	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
			2期	5歳以上7歳未満の者であって、就学前1年間の間にあるもの		
		日本脳炎	1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
			2期	9歳以上13歳未満の者		
			※ 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で20歳未満にあるものについては、予防接種実施規則附則第5条第1項から第5項までにより接種する。			
		不活化ポリオ(単独)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		BCG	生後12月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		Hib(ヒブ)感染症 予防接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		ヒトパピローマウイルス 感染症(子宮頸ガン予 防ワクチン)	小学6年生から高校1年生相当の女子		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
		水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで			
麻しん(単独) 麻しん・風しん混合	5期	昭和37(1962)年4月2日から昭和54(1979)年4月1日の間に生まれた男性	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで			

B類疾病	高齢者等インフルエンザ		65歳以上の者	令和元年10月 1日から 令和元年12月31日まで	
			60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの(身体障害者1級程度のもの)		
B類疾病	高齢者の肺炎球菌	個別接種	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳以上となる者(下記の生年月日に該当する者)	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
			(昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの者) (昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの者) (昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの者) (昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの者) (昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの者) (昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれの者) (大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれの者) (大正9年4月1日以前生まれの者)		
			60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの(身体障害者1級程度のもの)		

※予防接種法施行令第1条の3第2項の規定に基づき定期の予防接種の機会を逸した者に対して、所定の手続きを取り、接種可能と判断された日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌については1年)を経過する日までの間(一部の定期接種については年齢制限あり)に接種する者も対象になる。

※高齢者の肺炎球菌について平成26年10月1日より前の接種の取扱

23価肺炎球菌^{キョフ}荚膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

○予防接種を受けるに当たって注意すべき事項(A類疾病)

「予防接種ガイドライン2019年度版(財団法人予防接種リサーチセンター発行)」記載のとおりとする。

○定期予防接種に要する費用(A類疾病)

全額公費負担とする。

○定期予防接種に要する費用(B類疾病)

一部公費負担とする。